

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現  
に向けた提案・要望**

**分野別提案・要望**

**分野3**

**人財の活躍を支える分野**

# ■確かな学力と自立する力の育成

【文部科学省】

県担当課： 小中学校人事課、県立学校人事課  
保健体育課、高校教育指導課  
義務教育指導課

本県では、公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒が多く、きめ細やかな学習指導を実施する上で障害となっている。

このため、教職員配置基準の見直しなどにより教員1人当たりの児童生徒数を改善することが必要である。

また、教員以外の専門スタッフ配置促進等により、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要がある。

## 1 教職員定数の増員及び配置基準の見直し

【文部科学省】

### ◆提案・要望

学習指導要領を円滑に実施するとともに、教員が子供と向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、教職員定数を増やすとともに、必要な財源を確保すること。

また、確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するため、学校当たりの学級数や学級当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえた教職員配置基準とすること。

#### [具体的内容]

- ・ 教職員定数を増やし、必要な財源を十分に確保すること。
- ・ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定している。この基準を見直し、学級数に加えて児童生徒数を基礎とする基準とすることで、教員1人当たりの児童生徒数を改善すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県は、公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数が多く、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（平成29年度）

小学校 18.2人（全国2位） 全国平均 15.4人

中学校 15.3人（全国2位） 全国平均 13.1人

## 2 栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大 【新規】

【文部科学省】

### ◆提案・要望

学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、増員を図るとともに、必要な財源を措置すること。

#### [具体的内容]

- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、児童生徒数に基づき栄養教諭及び学校栄養職員の定数を算定している。この基準を見直すことで栄養教諭及び学校栄養職員の増員を図るとともに、必要な財源を十分に確保すること。

### ◆現状・課題

- 栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな定数改善は行われていない。
- 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を児童生徒に身につけさせるためには、栄養教諭等による食に関する指導の更なる充実と、その指導を効果的に進めるための重要な教材でもある学校給食の適正な管理が必要である。
- 現行の配置基準では、学校給食単独実施校の場合、児童生徒数が550人以上の学校で1名、549人以下の学校は4校につき1名の配置となり、共同調理場方式の場合、児童生徒数が1,500人以下の場合は1人、1,501人～6,000人までが2人、6,001人以上が3人の配置となっている。
- 学校給食単独実施校においては、全ての学校に栄養教諭等を配置することができないため、配置されていない学校においては、学校給食に係る栄養管理や衛生管理、食に関する児童生徒へのきめ細かな対応が十分でない状況にある。
- また、共同調理場方式の学校においては、栄養教諭等1人当たりの学校数が単独実施校に比べて多いため、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応や、食に関する効果的な指導が困難な状況である。
- これらの課題を改善し、学校における食に関する指導をさらに推進するためには、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しが必要である。

- 本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（平成30年4月）

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	274校	141校	133校
中学校	88校	32校	56校

※さいたま市及び休校を除く。

- 本県の学校給食共同調理場方式実施校における栄養教諭等の1人当たりの学校数（平成30年4月）

	共同調理場方式		
	学校数	栄養教諭等配置人数	1人当たり学校数 (参照：単独実施校)
小学校	406校	86人	4.7校 (1.9校)
中学校	250校	51人	4.9校 (2.8校)

※さいたま市及び休校を除く。外部委託している学校を除く。

### 3 スクール・サポート・スタッフの配置推進

【文部科学省】

#### ◆提案・要望

全ての校種においてスクール・サポート・スタッフの配置を十分に行えるよう財源の確保及び制度の拡充を行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）へのスクール・サポート・スタッフの配置に必要な財源を十分に確保すること。
- ・ 現在補助対象となっていない高等学校及び特別支援学校（高等部）においてもスクール・サポート・スタッフを配置できるよう、財政支援の拡充を図ること。

#### ◆現状・課題

- ・ 経済協力開発機構（OECD）による国際教員指導環境調査（平成25年度）によれば、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国の中で最長（日本53.9時間、参加国平均38.3時間）であった。
  - ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
  - ・ 学校や教員の業務の大胆な見直しを着実に推進し、教員の業務の適正化を推進することを通じ、教員が担うべき業務に専念でき、子供たちと向き合える環境整備を推進することが求められる。
  - ・ このような状況の中、文部科学省は平成28年4月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を省内に設置した。タスクフォースが平成28年6月に取りまとめた報告では、小中学校をはじめ「高等学校、特別支援学校等についても、各学校種の業務の特長等に応じて業務改善の取組を推進していく必要がある」とした。
  - ・ また、この報告を踏まえて発出された「学校現場における業務の適正化に向けて（通知）」（平成28年6月17日付け28文科初第446号）では、各自治体の教育委員会に対し、所管の学校現場における業務の適正化の一層の推進に向けた支援を求めている。
  - ・ 一方、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会に設置された「学校における働き方改革特別部会」では、事実上議論の対象が小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に絞られ、平成29年8月に取りまとめられた緊急提言においては高等学校や特別支援学校（高等部）についての言及はない。
  - ・ この緊急提言を踏まえた文部科学省の平成30年度の予算では、教員がより児童生徒への教材研究等に注力できるよう、学習プリントのコピーや授業準備などを行う「スクール・サポート・スタッフ」を小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に限って配置することが予算化された。
  - ・ しかし、教員の負担軽減を図るためには、全ての校種に多彩な外部人材を活用した支援体制を構築することが必要である。
  - ・ 平成29年12月26日に文部科学省が取りまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、「授業準備」の業務でサポートスタッフ等の積極的な参画を促進するとしており、平成30年2月9日付け29文科初第1437号「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」においても同趣旨の内容が示されている。
- 本県における教員の勤務状況調査（平成28年6月）

	正規の勤務の時間を除く 在校時間（1日当たり）
小学校教諭	2時間57分
中学校教諭	3時間10分
高等学校教諭	2時間11分
特別支援学校教諭	1時間50分

## 4 部活動指導員の配置促進

【文部科学省】

### ◆提案・要望

教員の負担軽減及び部活動の活性化を図るため、基本的には学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務である部活動に対して、中学校を対象とした「部活動指導員」の配置補助の更なる拡充を図ること。また、高等学校においても「部活動指導員」の配置が進められるよう、補助対象を拡大すること。

#### [具体的内容]

- ・ 中学校における「部活動指導員」の配置について、更なる拡充を図ること。
- ・ 高等学校においても部活動指導員の配置が進むよう、地方財政措置ではなく、事業の拡大を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ (公財)日本スポーツ協会の調査によれば、運動部活動を指導している教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当している部活動の競技経験もない者の割合は、中学校で45.9%、高等学校で40.9%(本県の公立学校では、中学校で36.4%、高等学校で44.6%)となっている。
- ・ 本県では、運動部活動の加入率が全国平均より高くなっている。また、教員の勤務時間終了後や週休日の従事内容に占める部活動の割合が高く、部活動に係る指導の不安や負担感を抱える教員が少なくない。
- ・ このような状況の中、国では学校教育法施行規則の一部を改正し、平成29年度から中学校、高等学校において校長の監督を受け部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を制度化した。
- ・ また、平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」によると、今後も持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかな改革に取り組むとある。具体的な内容として、活動時間や休養日の適正化を図ることや、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、「部活動指導員」を任用することが挙げられている。
- ・ 平成30年度文部科学省予算では、公立中学校の部活動指導員配置に対する補助が対象となっており、高等学校への配置に対する補助が想定されておらず、地方財政措置とされている。
- ・ 生徒の能力に応じた適切な練習方法の導入など学校における部活動の指導体制の充実を図るとともに、競技経験のない顧問教諭の指導に係る心理的負担の軽減や部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談の時間確保を進めていくために、中学校部活動指導員の配置補助の拡充と、高等学校への配置拡大を要望する。

#### <中学校部活動の状況>

- 本県平成28年度勤務状況調査(上位2項目)

勤務時間終了後の用務	授業準備 (32.2%)	部活動 (24.7%)
------------	--------------	-------------

#### <高等学校部活動の状況>

- 本県平成28年度勤務状況調査(上位2項目)

勤務時間終了後の用務	授業準備 (29.1%)	部活動 (18.9%)
週休日の従事内容	部活動 (78.2%)	授業準備 (5.6%)

# ■豊かな心と健やかな体の育成

【文部科学省】

県担当課：生徒指導課

「いじめ防止対策推進法」で、学校は心理や福祉に関する専門的知識を有する者を確保し、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の構成員とするなどの対応を求められている。

また、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、不登校児童生徒に対する教育機会を確保するため、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該公立教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずることが求められている。

## 1 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置

【文部科学省】

### ◆提案・要望

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置については、小学校や中学校だけではなく、高等学校や特別支援学校にも全校配置ができるよう財政支援の拡充を図ること。併せて、その配置日数や時間数についても実態に応じた相談体制が整備できるよう財政支援の充実を図ること。

また、不登校児童生徒の教育機会を確保し、教育支援センター（適応指導教室）における教育体制や相談体制の充実のために必要な財源を確保すること。

#### [具体的内容]

- ・ 各学校種において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを十分に配置できるよう、地方財政措置も含めて必要な財源を確保すること。特に高等学校や特別支援学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置についても、小・中学校と同様の水準で配置できるよう必要な財源を確保すること。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する財政支援に当たっては、十分な勤務時間で積算するとともに、長期休業期間中も配置が必要な実態を踏まえること。
- ・ 教育支援センターへの財政支援については、調査研究を踏まえた教育体制や相談体制の充実のための必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県の公立小、中、高、特別支援学校における平成28年度のいじめの認知件数は、9,092件と依然憂慮すべき状況にある。また、不登校児童生徒については、小学校1,073人、中学校4,617人で、前年度より増加している。さらに、高等学校においても不登校生徒が2,210人おり、これらの者が中途退学につながる場合もあるため、予断を許さない状況である。
- ・ こうした状況に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実が必要となっている。
- ・ 本県では、スクールカウンセラーを公立の全ての中学校と一部の小学校及び高等学校に配置しているが、大部分の小学校や高等学校、特別支援学校には配置できていない。
- ・ スクールソーシャルワーカーも、全ての市町村と一部の高等学校に配置しているが、特別支援学校とほとんどの高等学校に配置できていない。

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに小中学校への配置に対する財政支援が中心であり、高等学校や特別支援学校への支援がほとんどない状況であるが、いじめ防止対策推進法等で求められている学校の役割を十分に果たすためには、更なる相談体制の充実が必要である。
- ・ また、支援にあたっての配置日数や配置時間の積算が、学校で必要とされる勤務時間と比して不足しているため、更なる拡充を図る必要がある。
- ・ 教育支援センターへの財政支援については、学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究が行われているが、その成果を教育体制や相談体制の充実につなげる必要がある。

# ■質の高い学校教育の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

県担当課：学事課、教育局財務課

学校教育においては、全ての子供たちに教育の機会均等が求められる。

このため、高等学校等就学支援金制度や奨学のための給付金制度の実施、専門学校授業料減免措置に当たっては、十分な財源を確保する必要があるほか、生徒や保護者などの事務負担軽減も図る必要がある。

## 1 高等学校等就学支援金制度の改善

【総務省、財務省、文部科学省】

### ◆提案・要望

全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や、受給資格要件の緩和を図ること。

また、所得の低い世帯の生徒や家計急変（保護者の失職等）などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒の就学機会が奪われないよう、制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。

就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しを図ること。審査事務等に係る事務費については、国がその全額について財政措置を講じること。

また、就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。

### [具体的内容]

- ・ 教育の機会均等を確保する観点から、十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や受給資格要件の緩和を図ること。
- ・ 家計急変（保護者の失職等）などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒は全て就学支援金の対象とすること。
- ・ 1単位当たりの授業料を設定している場合については、支給限度額を撤廃、支給額を年額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- ・ 就学支援金の申請に必要な添付書類の見直しを図るなど、申請者の負担軽減を図ること。
- ・ マイナンバー制度に対応した就学支援金システムの改修や業務フローの提示について、都道府県に混乱を生じさせないよう、国が責任を持って早期に対応すること。
- ・ 就学支援金に係る事務費の財政措置を講じること。
- ・ 中学3年生やその保護者へリーフレットを配布する等、国において引き続き周知を行うこと。
- ・ 年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化の実現に当たっては、国の責任において安定財源を確保し、都道府県の財政負担が生じないようにすること。
- ・ 国において就学支援金の支払時期の前倒しを検討する際には、各都道府県が就学支援金に関連して実施する独自補助などの仕組みを国において詳細に調査した上で、学校や各都道府県が現実的に対応可能な制度設計を行うこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 所得が低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 県立高校においては、県が定めた授業料額と支給限度額の差額を県が負担している。また、支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。
- ・ 家計急変（保護者の失職等）などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒でも、就学支援金の対象とならない場合がある。
- ・ 定時制、通信制等で、1単位当たりの授業料を設定している場合は、就学支援金の額が月額ではなく、1単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
- ・ 所得の基準年度が第1期と第2～4期で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。また、生徒、保護者は申請に当たり、その都度、所得審査のための課税証明書等を添付する必要がある。
- ・ 就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また、債権管理等といった事務が増加し、事務費も発生している。
- ・ 就学支援金制度について、中学3年生やその保護者への周知が引き続き必要である。
- ・ 国において平成32年度（2020年度）までに年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するとされているが、その具体的な財源は不確定である。
- ・ 本県では、就学支援金に上乗せする形で授業料や施設費等の補助を行っている。申請件数は延べ約6万件に及ぶため、審査等の事務処理に相当の時間を費やすことから交付決定までにはどうしても数か月の期間を必要とする。

## 2 奨学のための給付金制度の改善

【総務省、財務省、文部科学省】

### ◆提案・要望

奨学のための給付金事業については、低所得世帯の生徒の就学の機会が奪われないよう、補助制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。

また、奨学のための給付金の支給事務については、申請者の負担軽減及び事務負担軽減の観点から、地方自治体の意見を十分に聴き、手続きの簡素化を図ること。

さらに、制度実施に伴い発生している新たな事務費等については、国がその全額について財政措置を講じること。

県外の高等学校に在籍する生徒については、制度周知の充実に加えて、生徒を把握し申請を促すための新たな制度設計を国において行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 第1子、第2子以降の区別なく同額の給付額とし、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費用相当額が対象となるよう財政措置を図ること。
- ・ 対象となる生徒に係る補助金については、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- ・ 制度が複雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続きの簡素化を図ること。また、申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分かりやすくするなど工夫すること。
- ・ 制度実施に伴い発生する人件費、事務費等については、国がその全額について財政措置を講じること。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるよう必要な措置を講じること。また県外から通う生徒については、「学校が所在する都道府県が就学支援金の課税情報などを活用し学校を通じて申請を促す仕組み」などを国において制度設計すること。

### ◆現状・課題

- ・ 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- ・ 第1子と第2子以降の支給額に差があり、また、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費用相当額が対象となっていない。
- ・ 国庫負担3分の1の国庫補助事業として予算の範囲内で補助金を交付するとしている。
- ・ 補助対象の世帯や支給額の区分の設定が複雑なため、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、事務が煩雑である。
- ・ 制度実施のための人件費、事務費等が発生している。
- ・ 「県外の高等学校に在籍する対象生徒」を「給付を行う県」だけで正確に把握することは困難であるため、県外の生徒について申請漏れを防ぐための抜本的な制度設計が必要である。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。
- ・ 就学支援金と申請先の都道府県区分が異なる上、支給区分の設定が複雑であり、申請者から多くの問い合わせを受けている。

### 3 専門学校の授業料減免措置の推進 【新規】

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

#### ◆提案・要望

高等教育の無償化の実現にあたり、専門学校の授業料減免措置については、都道府県や専門学校の財政負担が発生しない制度設計を講ずること。

専門学校への授業料減免の交付事務等については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、給付型奨学金と同様に都道府県の事務負担がない交付制度（実施主体は国）とすること。

また、制度の周知についても国において実施すること。

#### [具体的内容]

- ・ 実施にあたっては、都道府県や専門学校の財政負担が発生しない制度設計とすること。
- ・ 専門学校の授業料減免措置については、給付型奨学金と同様に審査・交付手続等、都道府県の事務負担がない交付制度（国が実施主体）とすること。
- ・ 授業料減免措置の申請手続きは可能な限り簡素化し、申請者の負担軽減を図ること。
- ・ 広報にあたっては、高校生やその保護者へリーフレットを配布する等、国において周知を行うこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 最終学歴によって賃金格差が生じているとともに、所得が低い世帯の子供たちほど大学への進学率が低いということが明らかになっている。
- ・ 高等教育においても所得が低い世帯の子供の就学の機会を確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 平成27年度から国（文部科学省）は、専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究として委託事業を展開している。
- ・ この実証研究事業は、専門学校に授業料減免制度があることが前提であり、国による支援額は専門学校が減免した額の2分の1以内といった要件がある。
- ・ 専門学校にも財源負担が生じるため、大学に比べ財政基盤が弱い専門学校では、事業に参加しない学校がほとんどである。
- ・ 実証研究事業の場合、上記の理由から参加校が少ないこともあり、都道府県が国から委託を受け、都道府県担当者が審査・交付事務を行っているが、大きな事務負担となっている。
- ・ 今後、専門学校への授業料減免措置が専門学校の財源負担なく実施された場合、支給対象者数の大幅な増加が予想される。現行の委託事業と同様に、都道府県を経由して実施することとなると、現在の都道府県担当者の配置状況等からも実施は困難である。

# ■私学教育の振興

【総務省、文部科学省】

県担当課：学事課

私立学校の教育条件の向上や父母の負担軽減など地方が主体となって推進している私立学校振興策の更なる充実を図る必要がある。

## 1 私学振興の推進

【総務省、文部科学省】

### ◆提案・要望

私立学校の教育条件の維持向上や経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。

また、県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。

私立学校におけるICT施設設備整備について、必要な財源を確保して集中的な整備を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 県運営費補助金に対する国庫補助金のより一層の充実を図ること。あわせて専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）及び私立幼稚園等特別支援教育費補助金については、交付に必要な財源を確保し、引き続き交付額の圧縮が生じないようにすること。
- ・ 県が行う授業料及び保育料等の軽減事業補助全般に対する国庫補助制度の創設など、財政措置を講じること。
- ・ 幼児教育の無償化に向けて、幼稚園就園奨励費を拡充すること。また、幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善が私立幼稚園に与える影響を把握するとともに、県運営費補助金の交付を受ける私立幼稚園に対しても有効な処遇改善策を講ずること。
- ・ 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。
- ・ 私立学校におけるICT施設設備整備について、全国的な需要調査を実施した上で必要な補助財源を確保し、一定期間に集中的な整備を促進すること。

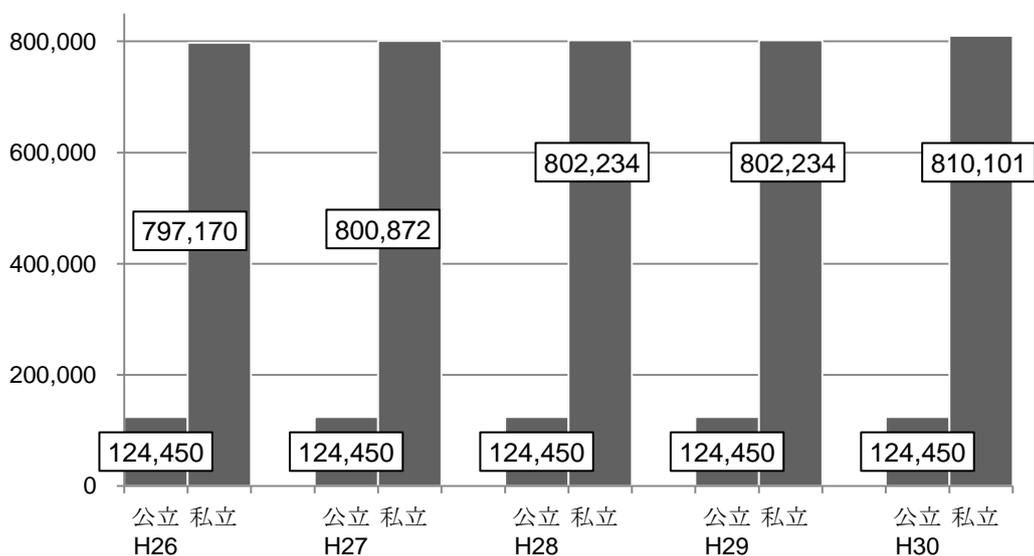
### ◆現状・課題

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。
- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）について、平成22年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていなかった。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成21年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていなかった。
- ・ 平成22年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。
- ・ 本県の3歳以上の未就学児の約52%、幼稚園児の約97%が通う私立幼稚園の園児納付金も、全国第6位（平成29年度）の水準となっており、全ての子供に幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。

- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、平成29年度から技能・経験等に応じた保育士等への新たな処遇改善が開始されたが、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の教員に対しては同様の処遇改善の仕組みがない。
- ・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。
- ・ ICT施設整備の国庫補助制度はあるが、予算不足により募集がされていない。また、ICT機器（タブレット端末等）の購入について、平成29年度は予算不足により補助額が約6割に圧縮された。
- ・ ICT施設設備整備について、全国の私立学校の整備状況に係る十分な実態把握がなされておらず、私立学校が進めるICT施設設備整備に対する国の支援目標が定められていない。

◆参考（初年度納付金・公私比較）

高等学校（全日制課程）初年度納付金比較



# ■ 様々な課題を抱える子供たちへの支援

【文部科学省】

県担当課：県立学校人事課、特別支援教育課

特別支援教育では、障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受ける仕組みの構築や、早期教育・専門教育が重要となる。

そのため、小・中学校における通級指導教室や、特別支援学校の幼稚部等において適切な支援を行うための体制整備などを推進していく必要がある。

## 1 通級指導教室等の充実

【文部科学省】

### ◆提案・要望

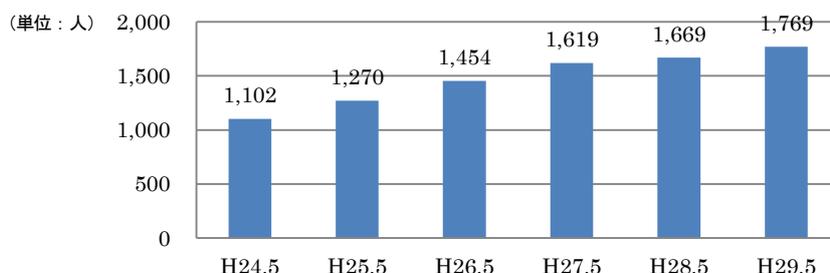
発達障害を含む障害のある児童生徒への指導の充実を図るため、小・中学校の通常学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室や、特別支援学校のセンター的機能の一層の整備が必要である。

そのため、発達障害等の通級指導担当教員については基礎定数化を着実に進めるとともに、特別支援教育コーディネーターについても基礎定数化を図り、特別支援教育に必要な定数を確保するために必要な財源を措置すること。

### ◆現状・課題

- 平成24年文部科学省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%存在するとされている。
- また、平成29年文部科学省調査「平成29年度通級による指導実施状況調査（平成29年5月1日現在）」によれば、埼玉県では県内全児童生徒数の約0.3%に当たる1,769名が発達障害・情緒障害通級指導教室に通級しており、今後も通級による指導が必要な児童生徒の増大が見込まれる。
- 特別支援学校のセンター的機能の中核を担う特別支援教育コーディネーターへの相談件数についても増加傾向にある。

発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒数



## 2 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

### ◆提案・要望

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

### ◆現状・課題

- ・ 特別支援学校の小学部、中学部の教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、また、高等部の教職員定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において規定されている。
- ・ しかし、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がないため、給与費に係る県の負担部分が大きく、財政状況によっては、必要な教職員数が措置できないことも想定され、きめ細かな指導を実施する上での障害となっている。

## 3 特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備 【新規】

【文部科学省】

### ◆提案・要望

特別支援学校において、児童生徒に医療的ケアを実施する看護師資格を有する教諭について、定数措置ができるよう法制度を整備すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県では、医療的ケアも自立活動の一環として位置付けており、看護師資格を有する教諭が看護教諭として医療的ケアの実施にあたっている。
- ・ しかし、法制度上看護教諭の定数措置はなく、教諭の定数を看護教諭に充てている。そのため、医療的ケア対象児童生徒の増加とともに、看護教諭を十分に配当できないといった弊害や、看護教諭の配当のために教諭の配当が少なくなるといった弊害が生じている。

# ■ 就業支援と雇用環境の改善

【厚生労働省】

県担当課：疾病対策課

生産年齢人口の減少に伴い、働き手が減っていく中で、社会の活力を維持するには、就業を希望する誰もが意欲と能力に応じて活躍できる環境を整えることが重要である。

また、がんは国民の2人に1人が罹患し、今後がん患者の増加が見込まれており、働くことを希望する患者が安心して治療を受けられる社会の構築が望まれる。

## 1 がん患者の就労に関する支援

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

働くことを希望するがん患者を支援するため、国は企業に対し就労環境の向上や、就労継続に必要な法的な整備を検討すること。

#### [具体的内容]

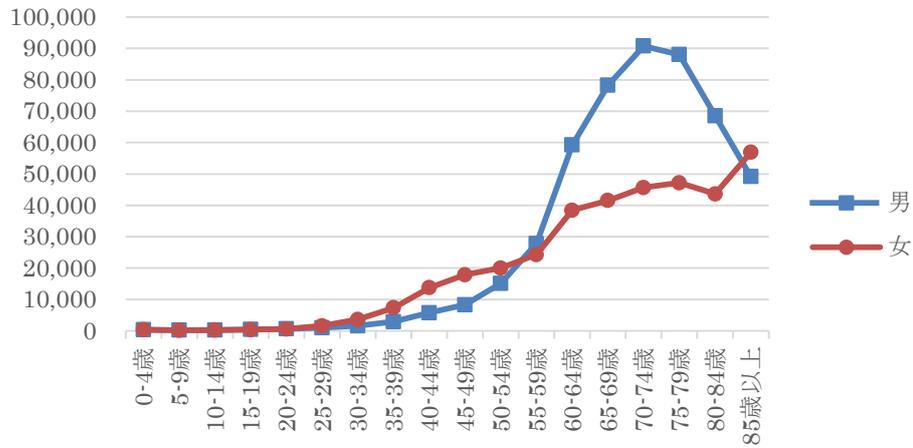
- ・ 企業に対し、がん患者に関する理解を深め、短時間勤務制度の導入や適正配置など就労環境が向上するよう働きかけること。
- ・ 企業で働くがん患者の通院を休暇として扱う等の就労継続に必要な法的な整備を検討すること。

### ◆現状・課題

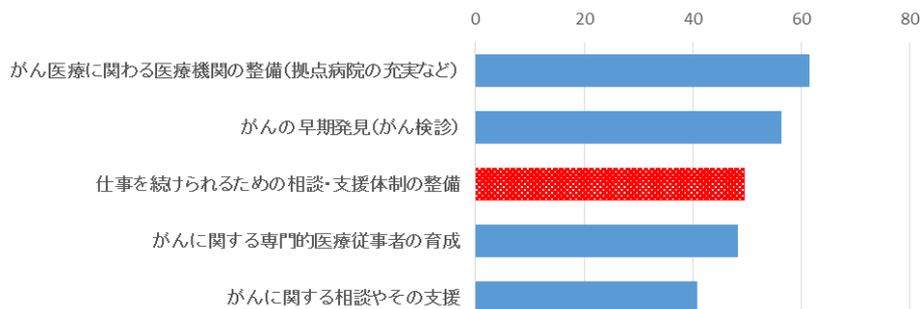
- ・ がんは国民の2人に1人が罹患し、今後がん患者の増加が見込まれる中、働くことを希望する患者が増えていく。企業においても従業員ががんに罹患してやめてしまうと、貴重な人材を失うなどのデメリットが大きい。企業ががん患者を受け入れ共生する必要性を理解し、就労環境を向上するよう働きかけるなど、働くことを希望するがん患者が安心して治療を受けられる社会の構築が望まれる。
- ・ これは平成28年度に内閣府が実施したがん対策に関する世論調査結果においても、政府に対する要望として、「仕事を続けられるための相談・支援体制の整備」が3番目に多くなっており、依然として対策が不十分であることが明らかである。
- ・ こうした中で、平成27年国勢調査によれば、本県では約84万人が都内へ通勤している。企業に対する働きかけは本県だけでは限界があり、国が都道府県を越えて広域的に取り組むことが必要である。
- ・ また、企業で働くがん患者が通院治療するにあたって、休暇としての位置付けがなく欠勤となってしまう例もあることから、国として実効性のある支援が必要である。

## がん年代別罹患数 2013年

出所 国立がん研究センターがん対策情報センター



## 平成28年度がん対策に関する世論調査(内閣府) 政府に対する要望



# ■障害者の自立・生活支援

【内閣府、厚生労働省】

県担当課： 障害者福祉推進課、障害者支援課  
国保医療課

障害者とその能力や適性に応じて地域で自立して暮らせる社会を構築するためには、障害者保健福祉制度の円滑な運営と障害者を支援するための施策の更なる充実が課題となっている。

## 1 障害者支援制度の見直し

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言を尊重し、可能な限りその実現を図ること。

特に現在は日額払いである施設系支援にかかる報酬について、事業が安定的に運営できるよう事業運営報酬の部分については、月額払いとすること。

障害福祉サービスの充実を図るためにも、県及び市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。

#### [具体的内容]

- 骨格提言を尊重し、可能な限りその実現を図ること。特に施設系支援にかかる「事業運営報酬」については月額払いにすること。
- 地域生活支援事業などについては適切な財源措置を講ずること。

### ◆現状・課題

- 平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を取りまとめた。
- 政府は、障害者自立支援法の名称を障害者総合支援法に改め、平成25年4月から施行したが、障害者総合支援法は、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の内容を十分に反映していない。なかでも施設系支援に係る「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）の原則月額払いを求める提言などが反映されていない。
- 平成28年5月に障害者総合支援法の一部が改正されたが、骨格提言をほとんど反映していない。
- 地域の実情に応じた取組を行う県や市町村の地域生活支援事業に対する国の補助金については、事業実績に応じた補助金（補助率50%）となっていない。

<参考>地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	H24	H25	H26	H27	H28
県	45%	37%	23%	20%	25%
市町村	38%	34%	32%	31%	33%

### ◆参考（障害者自立支援給付における財政負担）

国1／2、県1／4、市町村1／4

## 2 障害者支援施設の整備

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

現在、1,400人を超える方々が入所待ちをしており、依然として施設が不足している実情を踏まえ、今後とも必要な障害者支援施設の整備に対し、国庫補助の措置を講じること。

#### [具体的内容]

- ・ 本県の人口は全国第5位であるが、人口10万人あたりの障害者支援施設の定員数は全国第41位である。施設入所待機者が1,400人を超え施設が不足している実情を踏まえ、グループホームでの対応が困難な方のための障害者支援施設の整備に対し、国庫補助の措置を講じること。

### ◆現状・課題

- ・ 障害者支援施設の入所者については、現在、地域生活への移行促進を図っている。
- ・ その一方で、本県の入所待機者は年々増加しており、自傷、パニックなどの強度行動障害や重複障害などにより地域社会での生活が困難な、真に施設入所が必要な方々が多数入所待ちをしている。
- ・ 親の高齢化などにより、家庭生活での支援が困難になる中、障害者支援施設の整備が必要である。

#### 1 入所待機者数の推移

(各年5月1日現在)

	H25	H26	H27	H28	H29
知的障害者	807人	936人	980人	1,037人	1,131人
身体障害者	386人	385人	368人	356人	366人
計	1,193人	1,321人	1,348人	1,393人	1,497人

#### 2 障害者支援施設数・定員 (平成30年1月1日現在)

施設種別	施設数	定員
主に知的障害者の障害者支援施設	69	4,315人
主に身体障害者の障害者支援施設	32	1,917人
計	101	6,232人

#### ○第5期埼玉県障害者支援計画の数値目標 (計画期間 平成30年度～平成32年度)

- ・ 障害者支援施設の平成28年度利用者の9%を地域生活へ移行

平成28年度利用者数 5,319人

地域移行9% (H32末目標) 479人

- ・ 障害者支援施設は必要数を整備

- 国は、地域生活を推進する観点から、第5期障害福祉計画に係る基本方針において、「平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減すること」としている。また、定員増を伴う障害者支援施設の整備に対する補助を原則認めていない。

### 3 社会福祉施設等施設整備費補助金の増額

【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

必要な整備を確実にを行うための財源を確保し、協議した案件全てが認められるよう財政的支援を行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 施設整備を促進していく上で、国庫補助制度の活用が不可欠であることから、協議した案件全てが認められるよう必要な財源を確保すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、生活の拠点となるグループホームの整備を計画的に促進していく必要がある。
- ・ 県の5か年計画では、毎年250人の利用定員数を確保し、平成33年度末までにおける利用定員数5,050人分を目標値としている。
- ・ また、施設利用者の安心・安全を確保するため、昭和56年改正建築基準法以前に建築された建物のうち、耐震化整備が必要な建物については整備を進めている。
- ・ こうした中、県では、事業実施年度の前年度から、事業予定者からの協議受付、審査委員会による審査、県予算の確保など事業実施に向けた手続きを進めているが、これは、国予算が十分に確保されることを前提として行っているものである。
- ・ 平成29年度の国庫補助協議については、県が協議を行った12件の施設整備案件について、7件が採択されたのみであった。

#### 【埼玉県5か年計画の政策指標：グループホーム定員目標値】

平成27年度末 3,654人→平成33年度末 5,050人

年 度	H29	H30	H31	H32	H33
目標値（人）	4,050	4,300	4,550	4,800	5,050
実 績（人）	—	—	—	—	—

#### 【耐震化未対応施設の状況】（平成30年3月現在）

	耐震化必要施設
入所施設	4
通所事業所	自己所有 5
	賃貸 9
合 計	18

※ さいたま市、川越市、越谷市、国リハ及び秩父学園を除く

## 4 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

障害者の高齢化や障害の重度化が進んでいる現状を踏まえ、高齢障害者や重度障害者が安心して生活できるよう、障害福祉人材の確保・定着について必要な財政的措置を図ること。

#### [具体的内容]

- 障害福祉サービス利用者の高齢化、障害の重度化が進んでいる現状を踏まえ、利用者本人の希望に沿った十分な対応ができるようにするため、また、障害福祉に携わる職員の専門性を高められるようにするため、各事業所・施設の運営実態を踏まえた検証を行い、障害福祉に携わる職員の一層の処遇改善に向けて、所要の措置を行い、その財政的措置を図ること。

### ◆現状・課題

- 現在、障害者の増加に伴い障害福祉サービス事業所・施設は増加しているが、一方で、福祉を希望する求職者が減少し、障害福祉に携わる職員の確保が困難になってきている。
- また、障害福祉サービスの利用者も高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。
- しかしながら、各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員が十分配置されているとは言えない。また、医療的ケアを行うための看護師の配置も進んでいないものと思われる。
- そのため、利用者の高齢化・重度化に対応した質の高いサービスが提供されていない。
- このような状況の中で、高齢者の介護や子供の保育に携わる職員と同様な処遇改善など人材確保を図る必要がある。また、介護や看護などを行う専門的な職員を配置することが可能となる報酬単価を設定する必要がある。

#### ○ 各事業所・施設の推移

(1月31日現在)

種別		平成28年度	平成29年度	増減数
生活介護	か所数	330	352	22
	定員数	11,601	12,129	528
グループホーム等	か所数	646	720	74
	定員数	3,973	4,367	394
施設入所支援	か所数	100	101	1
	定員数	6,182	6,232	50
計	か所数	1,076	1,173	97
	定員数	21,756	22,728	972

#### ○ 介護職員の有効求人倍率(平成30年3月)

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
3.79	4.43	1.59	1.47

(厚生労働省「職業安定業務統計」)

#### ○ 給与額等比較表 (厚生労働省 平成29年賃金構造基本統計調査)

区分		年齢	勤続年数	給与額 ※
全労働者	男	43.3歳	13.5年	371.3千円
	女	41.1歳	9.4年	263.6千円
福祉施設職員	男	38.0歳	6.1年	248.8千円
	女	42.4歳	6.6年	225.3千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

## 5 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族への支援の充実

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族への定期的なレスパイト利用のため、障害児通所支援事業等の報酬を引き上げること。

※レスパイトケア… 障害児・者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代行し、リフレッシュを図ってもらうもの

#### [具体的内容]

- ・ 障害児通所支援事業の医療連携体制加算を引き上げること。
- ・ 医療型短期入所事業所の報酬を、入院診療報酬と同程度の報酬とすること。

### ◆現状・課題

- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介助する家族の負担は非常に重いため、定期的なレスパイトケアが必要である。
- ・ しかし、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者が利用できる障害福祉サービス事業所は極めて少ない状況にある。その理由として、以下の2つがある。
  - (1) 障害児通所支援事業について、医療連携体制加算が1日10,000円に増額されたものの、看護職の人材を確保するには十分ではない。
  - (2) 宿泊利用できる医療型短期入所事業所の報酬が低額なため、事業を開始する施設等が少ない。
    - ・ 短期入所の受入れを行った場合の報酬＝29,970円/日
    - ・ 入院診療報酬＝50,700円/日
- ・ そこで、本県では、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を受け入れた医療的ケアが可能な日中一時支援事業所に経費の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- ・ また、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を受け入れた医療型短期入所事業所に短期入所報酬と入院診療報酬との差額相当分の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介助する家族のレスパイトケアを充実させるためには、国において報酬の引上げを行う必要がある。

<参考>本県における在宅の重症心身障害児・者数（平成29年4月1日現在）

重症心身障害者（超重症含む）	1,669人
重症心身障害児（超重症含む）	961人

## 6 発達障害児への支援

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

発達障害を理解し適切に支援できる専門職等を育成するため、財政措置を充実させること。  
地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財源措置を講ずること。

### ◆現状・課題

- ・ 文部科学省の調査結果（※）によれば、学習面や行動面で著しい困難のある子供の割合は6.5%と高く、本県の15歳未満人口に当てはめれば、約60,000人の子供に対して特性に応じた一定の支援が必要となる。
  - ・ 県では、発達障害児が専門的な支援が受けられるよう、独自の制度として診療と療育を一貫して提供する中核発達支援センターを県内3か所、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを県内9か所それぞれ設置している。
  - ・ しかし、県が設置する支援機関だけでは支援が必要なすべての子供に対応することは困難であるため、公的給付の対象である障害福祉サービスを提供する障害者通所支援事業所等において、発達障害の特性に応じた支援が求められている。
  - ・ 平成30年度のサービス等報酬改定では作業療法士等の専門職を加配した際の加算制度が創設されたが、発達障害の特性に応じた支援ができる専門職等は不足している。
  - ・ こうした中本県は、平成29年1月に発達障害総合支援センターを開設し、市町村の保健師や障害児通所支援事業所等の職員等を対象に、遊具を使って子供の発達を促す実習形式の研修や、子供の行動から発達特性を評価し支援方針を作成する研修などの専門研修に新たに取り組んでいる。
  - ・ また、本県では、作業療法士等の専門職が人材育成研修を受講した保育士等を現場で支援し、専門的な支援につなぐなど子供の発達を支援するため、平成23年度から県の単独事業として、保育所・幼稚園等への巡回支援事業を実施してきた。
  - ・ 平成25年度から、保育所等への巡回支援事業は地域生活支援事業の「巡回支援専門員整備事業」として市町村が実施する事業に位置づけられたため、本県では平成28年度から当事業の実施を市町村に移管した。
  - ・ しかし、市町村からは「巡回支援専門員整備事業」は地域生活支援事業の任意事業となっているため事業化しづらく、国からの補助金も十分配分されないとの声が寄せられている。
- ※ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（平成24年12月公表）中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

## 7 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一的な公費負担医療制度を創設すること。

また、未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度から廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

#### [具体的内容]

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成が全国的に実施されていることを踏まえ、国の責任の下に身体・知的・精神障害者に対する全国統一した公費負担医療制度を創設すること。
- ・ 医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置は本来国が果たすべきセーフティネットを担っている地方公共団体の努力を阻害するものである。未就学児までを対象とする医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担額減額措置は平成30年度から廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

### ◆現状・課題

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については減額措置が継続される。

#### ○埼玉県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。
医療費支給方法	償還払い
平成30年度予算	6,434,775千円
平成29年度実績	対象者：139,465人 市町村支給額：14,286,355千円 支給件数：3,671,885件 県補助額：6,436,502千円

## 8 軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の補装具費を支給できるように必要な措置を講ずること。

#### [具体的内容]

- 軽度・中等度難聴児の言語・コミュニケーション能力などの発達や学習における困難の軽減を図るため、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

### ◆現状・課題

- 児童の聴覚の障害は、言語・コミュニケーション能力などの発達に、また教育の場における学習上の困難さを生じさせている。
- 軽度・中等度難聴児においても、その困難さの軽減のため補聴器装着の効果は大きい。しかし、軽度・中等度難聴児は、身体障害者手帳の交付できる認定基準に達していないことから、補聴器の購入は全額自己負担となっている。
- 軽度・中等度難聴児を養育している世帯の多くは通常若年層であり、補聴器購入は大きな経済的負担となっている。
- そこで、本県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。平成27年度には県内の全ての市町村が実施している。
- 同様の補助の実施が全国的に拡大し、平成29年度には全ての都道府県で実施している状況にある。
- 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費用の助成は、国が補装具費として措置する必要がある。

#### (1) 補聴器購入費用例（両耳）

- 軽度・中等度難聴用耳かけ型 110,878円
- FM型 391,742円

#### (2) 全国の補助実施状況

	23年度以前	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

### ◆参考（身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担）

国1／2、県1／4、市町村1／4

## 9 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援

【内閣府】

### ◆提案・要望

障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。

また、国として率先して法の普及啓発を進めるとともに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

#### [具体的内容]

- ・ 地方公共団体が行う啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の運営など事業に必要な経費について、財源措置を講ずること。
- ・ 法の普及啓発を地方公共団体任せにすることなく、国として率先して進めること。
- ・ どのような行為等が不当な差別的取扱いに該当するか、また、合理的配慮においては、どのような場合に過重な負担があると認められるか、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

### ◆現状・課題

- ・ 障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行された。
- ・ 法では、地方公共団体等においては、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、また、民間事業者においては、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が努力義務とされている。
- ・ 特に、地方公共団体においては、例えば住民の関心と理解を深めるための啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の運営など財政負担が増大している。
- ・ ついては、地方公共団体が行う事業に対して、国において財源措置を講じる必要がある。
- ・ また、法が施行されて2年が経過したが、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならない。
- ・ 必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられているので、国も地方公共団体任せにすることなく、率先して普及啓発を進める必要がある。
- ・ さらに、国は基本方針等において、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方を示しているが、これだけでは、どのような行為等が不当な差別的取扱いに該当するか、また、合理的配慮においては、どのような場合に過重な負担があると認められるか、判断が難しい状況にある。
- ・ そこで、不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、国において具体的な判断基準を示す必要がある。